

「県央圏域広域サイクルルート造成業務」

企画提案審査要領

令和4年8月
盛岡広域振興局

県央圏域広域サイクルルート造成業務企画提案審査要領

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目、審査観点及び配点

審査項目	審査観点	配点	
1 全般	・事業の趣旨を理解し、効果的な企画提案となっているか。	10	20
	・具体的かつ実施可能な事業実施スケジュールが提案されているか。	10	
2 企画提案内容	(1) 現地調査の実施 ・事業の目的を理解し、調査対象の選定及び現状把握の方法など、適正な実施内容となっているか。	10	50
	(2) 広域モデルルートの設定及び設定ルート等の情報発信 ・圏域の特徴を捉えているとともに、モデルケースとして有効なルート設定となっているか。	10	
	・効果的な情報発信となっているか。	10	
	(3) 事業の検証等 ・今後の取組に向けて本事業の成果が活かせる検証方法となっているか。	10	
	(4) 圏域内担当者会議等での成果発表等の実施 ・地域へのフィードバックや広く波及効果が得られる提案となっているか。	10	
3 業務遂行能力	<業務遂行能力> ・提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。 ・本業務に類似する業務の受注実績はあるか、もしくは特筆すべき業務成果はあるか。	10	20
	<費用積算内訳書> ・積算単価や数量は適当なものであるか。 ・提案内容と整合性はとれているか。	10	
4 その他	・その他、着目・評価できる点があるか。	10	10
	合計	100	

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3者まで順位点（1位 5点、2位 3点、3位 1点）を付け、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。
なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議のうえ、総合順位を決定するものとする。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。